

ポイント

(より望ましい保険料率体系に向けた見直しについて)

- 現行の保険料率については、資金全体の収支バランスは、取れているものの、生活資金は理論値より高い保険料率を設定し、その分で農業資金に理論値より低い保険料率を設定しており、資金ごとの収支が均衡していない状況にあるなど、課題があるところ。

- 上記の課題を背景に、主務省が作成した第5期中期目標において、第5期中期目標期間中に、保険料率体系のあり方について、
 - ① ア 資金全体での収支均衡、イ 各資金の収支状況、ウ 各資金内のバランスの観点から、より望ましいものに見直していくこと、
 - ② 借入者の経営財務状況に応じた段階的な保険料率を導入・拡充すること、
が指示されている。

- これを受け、令和5年度より具体的な検討を開始し、基金協会等と協議を重ねており、①収支均衡を目指す「資金ごと」のまとまりの単位、②段階別保険料率の導入・拡充の範囲及び段階数などについて、一定の方向性について、基金協会等と認識が共有されたところ。

より望ましい保険料率体系に向けた見直しについて

1. 経緯

現行保険料率の課題について（現状の料率等の構造については、別紙表1のとおり。）

- ① 現在、資金全体の収支バランスは、取れているものの、生活資金（主に住宅ローン）、農業資金ともに、資金ごとの収支が均衡していない状況。
- ② 段階別保険料率を導入している3資金（農業近代化資金、公庫転貸資金、農業経営改善促進資金）について、適用している料率の収支バランスが崩れている状況。
（別紙表2参照）
- ③ 農業信用基金協会から、生活資金について、保険料率の引下げを求める強い意見が継続的に提起されている状況。
- ④ 第5期中期目標における主務省からの検討指示
 - ・ ア 資金全体での収支均衡だけでなく、イ 各資金の収支状況、ウ 各資金内のバランスの観点から、より望ましいものに見直していくこと。
 - ・ 借入者の経営財務状況に応じた段階的な保険料率を導入・拡充すること。

上記①～④を踏まえ、信用基金としては、農業者の信用を補完する機能を発揮して、農業者に対する経営支援を持続的・安定的に実現するため、農業者（借入者）に対する公平性を確保し、資金ごとの収支の均衡を図る料率設定が必要ではないかと考えている。

2. 保険料率の設定にあたっての主要事項について

これまで、基金協会の全国、地域別の会議で説明・議論、各基金協会の状況等を把握するための調査、主務省との協議を重ねてきたところ。

より望ましい保険料率体系に向けた具体的な見直しにあたり、主要な項目の考え方については、以下のとおりとしてはどうかと考えている。

(1) 収支均衡を目指す「資金ごと」のまとまりの単位について

前述のとおり、資金全体で収支均衡させることを前提とするのではなく、資金ごとに収支均衡を確保していく必要があるが、その「資金ごと」のまとまりをどのような単位と考えるか整理することが必要となる。

「資金ごと」のまとまりは、様々なパターンが考えられるが、基金協会から、

- ・ 現行の資金区分が資金用途に応じた保証リスクに見合った区分
- ・ 農業者に対してきめ細やかな対応が必要

・ 現行の保険料率区分から変更する必要性は低いなどの意見が示された。

これらを踏まえ、長期的に収支均衡を目指すことを旨とし、また、資金全体で収支均衡させることを前提とするのではなく、資金ごとに収支均衡を確保していくことを目指すこととし、「資金ごと」のまとまりについては、現行の資金区分である

➤ 農業経営改善資金、農業経営維持資金、農業施設資金、農業運転資金、農家経済安定施設資金、農家生活改善資金の6区分

とする。

(2) 段階別保険料率の導入・拡充の範囲及び段階数について

- ・ 第5期中期目標において、農業資金に限定することなく、借入者の経営財務状況に応じた段階的な保険料率を導入・拡充することを求められていること、
- ・ 各基金協会から生活資金の保険料率について、細分化（段階別保険料率の設定）や引き下げが求められていること、
- ・ 既に段階別保険料率を設定している3資金（農業近代化資金、公庫転貸資金、農業経営改善促進資金）は、保険料率を3段階としており、これにあわせて各基金協会においても2、3段階の段階数としている基金協会が多いこと、
- ・ 段階数を増やすことで保険料率と保証料率との関係を調整することが困難となること、

などを踏まえ、検討することが必要となる。

① 段階別保険料率の導入・拡充の範囲については、基金協会から

- ・ 借入者の経営状況に応じた保証料率を設定したい
- ・ リスクに見合った保険料率及び保証料率を設定することが必要
- ・ 全資金導入することで農業者のリスクに応じた保証料率設定が可能となり保証伸長に繋がる

などの意見が示されたことから、第5期中期目標の指示も踏まえ、原則、

➤ 全ての資金に段階的な保険料率を適用（導入）

する。

② 段階数については、基金協会から

- ・ 3段階ぐらいが適当
- ・ 細分化しすぎても複雑になる
- ・ 全ての資金に対し3段階の保険料率を設定することで、保険料率が明瞭化され、保証料率の設定が容易になる

などの意見が示されたことを踏まえ、

➤ 3段階（低、中、高）

とする。

(3) 農業者の経営財務状況（信用リスク）の判定について

- ・ 現在、段階別保険料率を設定している3資金については、農業者等の決算書等を基にした農業経営診断手法を用いて算定される推計デフォルト率に応じた保険料率を適用している。
- ・ 段階別保険料率の導入・拡充にあたり、現行の手法を拡充することも考えられるが、
ア 基金協会システムの全国統一的なリスク計量化モデルが構築されていること、
イ 生活資金については、現行の手法を活用することができないこと、
などを踏まえ、検討することが必要となる。

農業者の経営財務状況（信用リスク）の判定については、基金協会から、

- ・ リスク計量化モデルによる保険料率適用の早期実現を希望する
 - ・ 全国の基金協会の審査案件を基に構築されたリスク計量化モデルが相応しい
- などの意見が示されるとともに、リスク計量化モデルは生活資金にも活用することができることなども踏まえ、

➤ 基金協会システムの全国統一的なリスク計量化モデルの判定結果を活用

する。

(4) 新たな保険料率の適用時期について

第5期中期目標期間中に各基金協会でも新たな保険料率に対応した保証料率が導入され、その効果が確認できるよう、最終年度（令和9年度）より前（令和8年4月以前）に導入する。

3. 保険料率改定にあたっての措置について

保険料率については、農業者に対する経営支援を持続的・安定的に実現するため、農業者（借入者）に対する公平性を確保し、「資金ごと」の収支の均衡を図る料率が望ましいと考えており、理論値保険料率を保険料率とすることが適当と考えられる。

一方、「資金ごと」の理論値保険料率を保険料率とした場合、農業運転資金や農業経営維持資金で保険料率が高値となり、基金協会が設定する保証料率も高値とする必要が出てくることが想定される。

基金協会からも保証料率が高値になることは、①融資機関に対して説明しにくい、②農業者に納得していただける数値ではない、との意見があったことを踏まえ、急激な保険料率の上昇を抑える工夫をすることとする。

また、基金協会から農家経済安定施設資金の早急な改定実施要求があることを踏まえ、農家経済安定施設資金のみ1年前倒し（令和7年4月）で、改定（引き下げ）を実施する。ただし、段階別保険料率の導入は、令和8年度から実施する。

全体を通して、2年間（令和8年度、令和9年度）の実績を踏まえ、令和10年度に再度、検討した上で、令和11年度以降に再改定を検討することとする。

4. 令和6年度のスケジュールについて

令和6年5月14日	農業信用保証保険事業・組織問題検討会に報告
6月10日	全国常務者会議に報告
7月30日	農業信用保証保険事業・組織問題検討会に報告
10月 2日	運営委員会に検討状況を御報告
11月以降	引き続き、基金協会との意見交換（事業・組織問題検討会等）
12月	農業信用基金協会常勤役員会議に報告（業務方法書の変更案）
令和7年2月～3月頃	運営委員会で業務方法書の変更案を審議
3月	全国常務者会議に報告（業務方法書の変更案）

5. 運営委員会への付議について

農業信用保険業務における保険料率は、「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書」第17条の別表1に定められており、これを変更する際は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第11条の2第2項第1号に基づき、運営委員会の議を経なければならないとされている。

このため、次回の運営委員会で業務方法書の変更案について御審議いただきたい。

表1 現行保険料率と5年度理論値の比較 (大きく乖離している資金を赤枠で表示)

		(単位：%)			(単位：百万円)		
		現行保険料率 (A)	5年度理論値 (B)	料率差 (B-A)	令和4年度 保険引受額	令和4年度末 保険価額残高	資金全体に 占める割合
資金全体		0.15	0.13	▲0.02	380,896	2,565,960	100%
農業資金	農業経営改善資金 (現行適用保険料率)	0.08	0.16	0.08	71,022	336,924	13.13%
	うち農業近代化資金	信用リスク判定結果にて段階別の料率を設定。 (平均適用料率) 0.07	0.11	0.04	69,251	325,605	12.69%
	うち公庫転貸資金	0.07	0.07	0			
	うち農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	0.10	0.58	0.48			
	うち青年等就農資金	0.18	0.43	0.25	1,771	11,169	0.44%
	うち農業改良資金	0.18	0.13	▲0.05	0	150	0.01%
	農業経営維持資金	0.34	0.87	0.53	3,060	38,529	1.50%
	農業施設資金	0.18	0.07	▲0.11	105,220	386,427	15.06%
	農業運転資金	0.23	0.28	0.05	100,414	390,909	15.23%
	うち家畜等購入育成資金	0.18	0.06	▲0.12	11,807	30,681	1.20%
うち家畜等購入育成資金以外の農業運転資金	0.23	0.28	0.05	88,607	360,229	14.04%	
生活資金	農家経済安定施設資金	0.09	0.02	▲0.07	87,468	1,296,069	50.51%
	農家生活改善資金	0.21	0.08	▲0.13	13,713	117,102	4.56%

注1 農業近代化資金、公庫転貸資金、農業経営改善促進資金(スーパーS)は、令和2年度の段階別料率導入から令和5年9月末までの保険引受状況を基に平均適用料率を算出し、5年度理論値と比較。
また、農業運転資金は、現行保険料率0.18、0.23の二段階のうち、家畜等購入育成資金に0.18、その他の農業運転資金に0.23をそれぞれ適用し、5年度理論値と比較。

注2 「資金全体に占める割合」は、残高ベースの構成比。

表2 段階別保険料率を導入している3資金の料率区分別適用状況 (令和2年4月～令和5年9月末)

資金区分	低 0.06%			中 0.13%			高 0.18%			計 保険引受額 (D)	平均適用料率 (A+B+C)/D
	保険引受額	構成比	引受額×0.06% (A)	保険引受額	構成比	引受額×0.13% (B)	保険引受額	構成比	引受額×0.18% (C)		
農業近代化資金	153,620	86.2%	92	12,924	7.3%	17	11,633	6.5%	21	178,178	0.07%
公庫転貸資金	29,230	87.3%	18	1,431	4.3%	2	2,836	8.5%	5	33,498	0.07%
農業経営改善促進資金	17,577	64.3%	11	3,137	11.5%	4	6,615	24.2%	12	27,329	0.10%
総計	200,427	83.9%	120	17,493	7.3%	23	21,084	8.8%	38	239,005	0.08%

※1 全体の83.9%で低料率(0.06%)が適用。

※2 この期間の平均適用料率を試算すると、全体で0.08%となり、農業経営改善資金の5年度理論値(0.16%)を大きく下回っている。

※3 構成比%の合計は小数点2位を四捨五入しているため一致しない。